

犬の飼い方



東京都



飼う前に考えて欲しいこと

- 犬は1万年以上も前から人類と生活を共にしてきました。
- 犬はさまざまな面で人の役に立つだけでなく、人の心をなごませ、生きる喜びを与えてくれます。
- 今では、犬と一緒に暮らす大切な家族の一員として、かけがえのない存在となっています。

犬はおもちゃではありません。また、思いどおりになる生き物でもありません。飼い始めたら、途中でやめるわけにもいきません。自分や周囲の状況をよく考えずに飼い始めると、あとで大きな問題をかかえてしまうことになります。飼う前に、次のことを考えてみてください。

- 1 犬は15年以上生きますが、その間変わらぬ愛情と責任を持ってきちんと飼い続けることができますか。
- 2 あなたの住まいは犬が飼えますか。周囲の環境はどうか。犬は室内で飼うのが基本です。
- 3 毎日の食費だけでなく、飼うために必要な用具、病気の予防や治療、不妊去勢手術などの費用を負担できますか。
- 4 家族の中に一人でも犬嫌いの人や飼うことに反対している人はいませんか。犬に対してのアレルギーの有無などは確認しているでしょうか。
- 5 転居や子供の独立、結婚など、将来のことは考えていますか。
- 6 子供たちの要求に押し切られていませんか。犬は子供だけでは世話できません。また、大人の適切な関与なしには子供にも犬にも良い効果は与えられません。
- 7 飼い主自身の病気や入院など、万一飼えなくなったときのことを考えていますか。



まず、犬の特徴を知りましょう

品種や個体により程度の差はありますが、犬には次のような特徴があります。

目は暗いところでもよく見えるが、色はあまりよく見分けられない。動くものはよく見える。

耳は人の4倍も鋭敏。人よりも高い周波数の音域も聞こえる。遠くの音、小さな音も聞こえる。品種によっていろいろな形がある。



鼻は人の100万倍も鋭敏。一度かいたら忘れない。

知能は人の2才半程度といわれる。信号としての音声、合図はわかるが、言葉の微妙な意味は理解できない。言葉と直前のできごとを結びつけて記憶する。

足は速く、長い時間でも走り続けられる。逃げるものを本能的に追いかける性質をもつ。

尾はいろいろな感情を表現する。うれしいときだけでなく、怒っているときも振る。品種によっていろいろな形がある。



どんな犬を飼うか・犬を迎えるための準備

犬の品種は数百種あります。品種によって大きさ、性質、手入れ、運動量などが大きく異なります。どの品種を選ぶかは、犬との生活を楽しむものにする最初の大切な選択です。見た目がかわいい、スタイルが好みなどイメージだけで選んでしまうと、大変な負担を抱えてしまう場合があります。獣医師などの専門家に相談するのもいいでしょう。

◆ 犬を飼う目的は？

何の目的で犬を飼うのか、よく考えて適した品種を選んでください。穏やかな犬といつも一緒にいたいのか、活動的な犬とアウトドアライフを楽しみたいのかで、選ぶ品種はまったく異なってきます。

◆ 飼い主の体力は？

普段の世話や運動量はもちろん、とっさの時の制御や病気の際の介護なども考慮しましょう。大型犬を飼うには、体力が必要です。小型犬の中にも、多くの運動量を必要とする品種があります。

◆ 住まいの環境は？

住まいの環境によっても適する品種が異なります。住宅密集地では、鳴き声の大きい品種や吠えやすい品種は適しません。

◆ 手入れにかけられる時間と費用は？

一般に長毛種は日常の手入れに時間と手間がかかります。短毛種でも毛の生え変わる時期には、頻繁にブラシで抜け毛を取る必要があります。定期的な毛をカットする必要がある品種もあります。

◆ 子犬にするか、成犬にするか

子犬から飼い始めると、成長を見られるという楽しみがある反面、病気になりやすく、食事や排泄などの世話が大変です。成犬は、大きさや性質がすでにわかっていて食事の世話などが子犬に比べて楽であるという利点があります。

◆ どこから犬を入手するか

知人、ブリーダー、ペットショップ、行政の保護施設、動物愛護団体などからの方法があります。健康で社会性^{*}のある犬を選びましょう。

※犬の社会化について

生後3～12週齢を「社会化期」といいます。この間に親犬や兄弟犬などとの関係を通して犬としての大切なことを学んだり、人間や他の動物、様々な環境を経験することで、社会性(相手や状況に応じた適切な行動をとる能力)を身につけます。この時期に適切に社会化されないと、成犬になってから様々な問題行動を起こすことがあります。子犬から飼う場合には、この時期に親兄弟と過ごした犬を選び、飼い始めてからもいろいろな経験をさせて社会性を身につけさせるようにしてください。

● 行政の保護施設から譲り受ける場合

東京都では、動物愛護相談センター（裏表紙参照）で犬の譲渡を行っています。事前に飼養環境等の条件を満たしていることを確認した上で、動物愛護相談センターが開催する譲渡講習会を受講していただく必要がありますので、詳しくは直接お問い合わせください。

譲渡される犬は成犬が中心となりますが、子犬から飼わなければなつかないということは決してありません。成犬であっても家族の一員とすることができます。

● ペットショップで購入する場合

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）では、ペットショップに対し、販売する動物の情報を表示することや、契約前に購入者に対し動物を直接確認させ、動物の特徴や飼育方法、関係する法律について文書を交付して対面で説明することなどを義務付けています。

また、販売できる犬猫の日齢等に規制が設けられています。

事前に疑問点などを相談し、十分に納得してから購入するようにしてください。

◆ 屋内で飼うか、屋外で飼うか

屋内で飼うことは、犬とのコミュニケーションが取りやすい、病気のサインに早めに気付くことができる等のメリットがあります。できることであれば、屋内で飼える環境を整えましょう。

屋外で飼う場合は、次のことを心掛けてください。

- ① 犬の飼養場所は、南向きで風通しのよい場所を選ぶ。
- ② 犬小屋は、できるだけ家族のいる居間の近く等、家族から良く見える所に置く。
- ③ 強い日差しやノミ・蚊から守る。
- ④ 鎖につないでいる時は、できるだけ動きを制限しないようにする（ただし、訪問者に対する配慮が必要です）。
- ⑤ 犬小屋やその周囲を清潔にする。
- ⑥ 犬とのコミュニケーションを十分とるようにする。
- ⑦ 鳴き声や抜け毛など、周辺環境に配慮する。





飼い始めたら

◆ 飼い主の義務（区市町村への手続）

犬（生後 91 日以上）を飼い始めたら、30 日以内に犬の登録を区市町村で行わなければなりません。登録すると鑑札が交付されます。登録内容を変更した場合にも届出が必要です。（P14 参照）

また、毎年 1 回、狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。集合注射会場や動物病院で注射してもらい、証明書を区市町村に持っていくと注射済票が交付されます。鑑札・注射済票の番号や記号は、全国でもその犬だけのものです。これらは、犬に着けておくことが法律で義務付けられています。

マイクロチップを装着した犬を譲り受けた場合は登録情報を変更してください。令和 4 年 6 月以降、マイクロチップは鑑札とみなされます。

◆ かかりつけの動物病院を探しましょう！

犬がかかる病気は、感染症、生活習慣病などと同じようにたくさんあります。犬の健康状態を確認するため、まず、動物病院で健康診断をしましょう。犬が病気にかからないよう予防接種をすることも大切です。

また、病気になったときにあわてないように、ふだんからかかりつけの動物病院を決め、日ごろからいろいろ相談しておくことも大切です。

◆ 犬の主な病気

● 腸管内寄生虫症（回虫、^{こう}鉤虫、糸虫など）

下痢や食欲不振などが主な症状ですが、体力のない子犬等では放っておくと死亡することもあります。多くは便の虫卵検査で診断します。治療には、寄生虫の種類に応じた駆虫薬を投与することが必要です。

● パルボウイルス感染症

おう吐、下痢が主な症状で、子犬では発病してから 1～2 日で死亡する感染症です。この病気にかかったら、ただちに徹底した治療が必要です。ワクチンで予防することができますので、生後 2～3 か月になったらワクチンを接種するようにしてください。

● 犬フィラリア症

そうめん状の細い虫が心臓の中に寄生する病気です。蚊に刺されることで感染します。寄生数が多いと心臓の機能に障害を与え、せき、腹水、失神などの症状を示し、心不全で死亡することもあります。飲み薬などで予防できます。

◆ ご近所へのあいさつ

飼い主にとっては気にならない鳴き声や毛なども、犬を飼っていない人には気になるものです。日ごろから良好な近所づきあいに努め、犬を飼い始める前にはあいさつに行くなどの心づかいが大切です。

◆ 食事について

犬の健康を保つために必要な栄養バランスは人とは異なります。ドッグフードは、総合栄養食として犬の健康面を考えた食事です。専門家に相談しながら、犬の成長段階・健康状態に合ったものを選んでください。

また、飲み水は、いつも新鮮なものを容器に入れて置いておきましょう。

★注意すること★

- ・ 人の食べ物は欲しがっても与えてはいけません。
- ・ 食事は時間を決めて与え、残したときはすぐに片付けましょう。
- ・ 魚の骨や鳥の骨、タマネギやネギ類は与えてはいけません。

◆ 日常のお手入れ

犬の健康を保つためには、日ごろの手入れが大切です。体中をくまなく触ることは、病気の早期発見につながります。

また、しつけの上でも体中のどこを触っても嫌がらないようにすることが重要です。子犬のときからほめながら少しずつ体験させ、慣らしましょう。

● ブラッシング・シャンプー

ブラッシング・シャンプーは汚れや抜け毛を取り除き、つやのある毛にすると同時に、皮膚の血行をよくします。シャンプーの回数は飼う場所や毛の長さなどによって異なりますが、一般的には1か月に1回程度です。

● つめ切り・耳の手入れ

伸びすぎたつめを放置すると、毛布などにかからまり、つめを折ったりはがしたりすることがあります。伸びたつめは犬用のつめ切りで切ってあげましょう。健康な犬では耳垢はわずかで、ほとんど匂いしません。匂いがきつかったり、黒い耳垢がたまっているような時は、動物病院に相談してください。品種によっては、定期的に耳の中の毛を抜いてやる必要があります。

● 歯の手入れ

犬用の歯ブラシや、ガーゼを巻いた指で歯と歯茎をこすってあげましょう。歯が悪いと口臭がきつばかりでなく、歯周病から心臓や腎臓などの病気の原因になることがあります。

◆ タバコや化学薬品に注意しましょう！

タバコの副流煙は犬の健康にも悪影響を与える可能性があります。受動喫煙の害に気を付けてください。

消臭剤、殺虫剤などの化学薬品にも注意して、犬の近くで使用することは控えましょう。



しつけは犬の必修課題

人と犬とが共に生活をしていくには、適切なしつけが欠かせません。しつけは家庭において、また人間社会で一緒に生活していくためのルールを教えることであり、訓練や芸をさせることではありません。成犬からでもしつけをすることは可能です。

犬が家に来たその日からしつけは始まります。子犬も例外ではありません。かわいいからといって、子犬のときに好き勝手をさせてしまうと、困った行動を起こす成犬になってしまうかもしれません。成犬になってから直すには時間がかかり、大変です。

◆ しつけのポイント

- 1 犬の都合に合わせるのではなく、犬を好ましい方向に導くように考える。
- 2 飼い主の目を見たらほめる。(アイコンタクト)
- 3 教える内容・号令・方法を家族で統一する。
- 4 よい行動・好ましい行動をほめて教える。
- 5 叱る状況を作らないように予防する。
- 6 困った行動を叱るのでなく、原因を考えて対処する。
- 7 体罰は絶対にしない。どならない。おどさない。

◆ うまくいかない時や困った行動は

犬によって進歩の速さに差があります。何度教えてもうまくいかない時は、教え方や環境を変えたり、家族で統一がとれているか確認してみてください。犬のしつけ教室に参加することもいいでしょう。

犬の行動にはすべて意味があります。困った行動（問題行動）がある場合には、犬の立場になって理由・原因をよく考えてください。飼い主が意識せずにその行動をとらせていることもあるのです。犬の健康上の問題が原因であったり、専門家による対処が必要なケースもあるので、獣医師や訓練士などに相談しましょう。



散歩のルール

犬が健康に過ごすためには、毎日の散歩は欠かせません。飼い主のライフスタイルに合わせて、散歩をしましょう。ただし、犬は汗をかけないので、夏場の暑い時間の散歩は避けてください。

また、子犬や老犬は無理をさせないようにしてください。

毎日の散歩は、犬の散歩への意欲や歩き方などから、犬の異常をいち早くみつける健康チェックにもなります。

犬の散歩は、突然の犬の行動に対してもコントロールできる人がするようにしてください。

◆ ふんの始末はきちんと！

ふんの始末をするための処理袋は持っていますか？土に埋めても肥料にはなりません。放置されたふんは、犬を飼っていない人は勿論、飼っている人にとっても不快です。ふんは必ず持ち帰って始末してください。排泄を済ませてから散歩に出るような配慮も求められています。また、門柱や電信柱などに尿をしてしまったら、水で洗い流すなどの配慮も必要です。

◆ 放し飼いはノー！

犬の放し飼いは、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」（東京都条例）で禁止されています。散歩の時は必ず犬にリード（引き綱・鎖等）をつけてください。

犬が突然人を咬んだり、飛び出して人を転倒させけがを負わせたりする場合がありますので、犬をきちんとコントロールできる人が散歩を行い、常に周囲に気を配るようにしてください。

また、長過ぎるリードは犬をコントロールできず、危険な場合もありますので適切な長さで散歩させましょう。

きちんとコントロールすることができれば、交通事故などから犬を守ることもできるのです。犬を遊ばせる時は、ドッグラン（犬を自由に遊ばせる広場）などを上手に利用しましょう。





動物由来感染症

動物から人へうつる病気を、動物由来感染症といいます。犬から人にうつる病気には、次のようなものがあります。

● 狂犬病

感染した犬に咬まれることで人に感染します。現代でも治療法はなく、人も動物も発症するとほぼ100%死亡します。日本では昭和32年以降犬の発生はありませんが、世界では現在でも大半の国（地域）で発生しており、年間5万人以上の方が死亡しています。

● 皮膚糸状菌症、かいせん症、白せん菌症

犬の皮膚病のうち、糸状菌（カビの仲間）やかいせん（ダニの一種）によるものは、人にもうつることがあります。また、人の水虫（白せん菌症）は、人から犬にうつることがあります。

● エキノコックス症

犬はノネズミを食べることで感染しますが、ほとんどが無症状です。犬のふんの中に排泄された虫卵が水や食物を介して人の口に入ると、長い年月の後に肝障害などの症状を起こします。北海道が流行地なので、犬をつれて旅行する時は、犬がノネズミなどを食べないように気をつけてください。犬に寄生したエキノコックスは薬で駆虫できます。

◆ 動物由来感染症を予防するには

- 1 口うつしで食べ物を与えるなど、過度の接触をしない。
- 2 ふん、尿は早めに処理をする（直接触らないように注意）。
- 3 犬の体や生活環境を清潔にする。世話をした後はよく手を洗う。

これらのことを守り、衛生的な飼い方を心がけていれば、必要以上に恐れることはありません。そして、ふだんから犬の健康状態に注意して、具合がおかしいと思ったら、早めに獣医師に相談してください。

また、飼い主自身や家族も健康状態に異常があれば、医師に相談してください。



犬の不妊・去勢について

犬を自由に繁殖させていると、あっという間に頭数が増えていきます。最初は楽しい飼い主さがしも、だんだん困難になるばかりか、多頭飼育による鳴き声、ふん・尿などが苦情の原因になってしまい、飼うことが次第に辛くなっていくかもしれません。このようなことにならないよう、適正に飼うことが困難となるおそれがある場合、飼い主は不妊・去勢手術など繁殖防止のための措置をとることが義務付けられています。犬の繁殖について考えてみてください。

雌犬 は生後8～12か月で最初の発情を迎え、その後は6～8か月おきに発情をくり返します。普通1回に5～10頭の子犬を産みます。

子犬を産ませる予定がないのなら、不妊手術をするようにしてください。不妊手術は何歳でも可能ですが、なるべく最初の発情前に行いましょう。

不妊手術のメリット

- 1 一回の手間ですみ、しかも確実です。
- 2 短期間の入院ですみ、傷跡もほとんど残りません。
- 3 発情期の出血など、わずらわしさがなくなります。
- 4 発情期に雄犬が集まってきて、大騒ぎすることがなくなります。
- 5 子宮蓄膿症^{のう}や乳腺腫瘍^{せんしゅよう}などの病気を予防できます。

雄犬 も生後8～12か月で性的に成熟し、交尾できるようになります。雄には決まった発情期はなく、発情した雌犬がいればいつでも交尾可能です。繁殖させる予定がないのなら、なるべく早いうちに去勢手術をするようにしてください。

去勢手術のメリット

- 1 性格が穏やかになり、しつけがしやすくなります。
- 2 雌犬や順位をめぐる雄犬同士のケンカがなくなります。
- 3 発情した雌犬を求めるストレスがなくなります。
- 4 前立腺肥大^{ぜん}や肛門周囲腺腫瘍^{せんしゅよう}などの病気を予防できます。



犬を迷子にさせない

東京都条例では、散歩中を含め犬を放さないように義務付けています。万一、犬がいなくなったら、飼い主は自分で探さなくてはなりません。

迷子にさせないために

◆ 鑑札・注射済票や迷子札を着けましょう！

鑑札及び注射済票を犬に着けておくことが法律で義務付けられています。鑑札及び注射済票を着けていれば、番号から飼い主を調べて飼い主に連絡することができます。飼い主の連絡先を書いた迷子札やマイクロチップを装着するのもいいでしょう。マイクロチップは皮下に埋め込むため、外れたり、落としたりする心配はありません。マイクロチップの情報登録を忘れずに行いましょう。



◆ 玄関からの飛び出しや門扉の戸締りに注意しましょう！

人が出入りする際に玄関から飛び出してしまわないよう、防止柵などを設置することも方法の一つです。また、閉め忘れた窓やドアから外に逃げてしまうことがありますので、戸締りには注意しましょう。

万一、迷子にさせてしまったら

1 近所をよく探しましょう。

いなくなっただけで遠くに行っていないはずですよ。ご近所の方から情報収集してみましょう。

2 動物愛護相談センターに問い合わせましょう。

犬がいなくなった場所を管轄する動物愛護相談センターに問い合わせてください。動物愛護相談センターのホームページにある「収容動物情報」からも情報は得られますが、犬の確認は、自分の目で行うことが重要です。

3 警察署や保健所等にも尋ねましょう。

警察署や保健所に犬の保護情報が届けられていることがあります。県境（区市町村境）にお住まいの方は、隣接する県（区市町村）へもお問い合わせください。

4 清掃事務所などにも尋ねましょう。

道路上など公共の場所にある動物の死体は、清掃事務所などで対応しています。



犬も被災します

地震などの災害が起きた時、人と同じように動物も被災します。避難所には多くの方が家族の一員である動物と一緒に避難してくるでしょう。しかし、避難所では動物が嫌いな方や動物の毛等によるアレルギーをもつ方などと共同生活をするようになります。避難所で犬が人の迷惑にならないよう日ごろから次のような準備をしておくことが必要です。

◆ 適切な管理

災害時に迷子にさせないよう、犬に鑑札・注射済票を着けることはもちろんですが、マイクロチップの装着も有効です。迷子札を着けておくのもいいでしょう。

また、緊急時に犬を預かってくれる場所を確保しておくといよいでしょう。

◆ しつけ

避難所でのトラブル防止のため、日ごろから最低限の基本的なしつけをしておくことが必要です。ケージなどに嫌がらずに入ることができるようにしておくことも大切です。

◆ 非常時用品

えさ、水、容器、引き綱、ふん等の汚物処理用具、携帯用のペットケージ、予防接種記録などが記載された健康手帳など、すぐ持ち出せるように準備しておきましょう。

姿を見ないで自分の飼い犬の特徴を正確に言える人は、意外と少ないものです。いざというときのために記録しておきましょう。

犬種	名前	性別	生年月日	毛色
		オス メス	年 月 日	
毛の長さ	首輪の色	その他の特徴		
短 長				
不妊去勢手術	鑑札番号			
未 済	第 年度号			
注射済票番号	マイクロチップ番号			
第 年度号				
記入するか写真 ^は を貼ってください。				



高齢犬の介護について

獣医療の進歩や犬の食生活、生活環境の改善により、犬の寿命は、年々延びています。犬の年齢に合わせて、食事の内容や散歩の距離などを見直してみましょう。

犬が高齢になるのに伴って、体力や免疫力が低下し、白内障や心臓病など様々な病気や運動障害、認知機能の低下が生じてきます。食事や排泄、歩行の介助が必要になることもあります。飼い主は、犬の老いを理解し、症状ができるだけ悪くならないよう世話をしなければなりません。

しかし、一人で介護をしていると飼い主にも負担が大きくなり、睡眠不足や腰痛など体力面や精神面で辛くなってしまいます。一人で悩まず、友人や同じような仲間、獣医師などの専門家にも相談をしてみましょう。



犬が死んだときは

一般に、犬の寿命は15～20年位であると言われています。家族の一員として大切に飼ってきた犬とも、いつかは「別れ」のときがやってきます。

1 死体の引取り等

住所地の清掃事務所が有料で死体の引取り、火葬等をしています。

民営の動物霊園では、死体の引取り、火葬、納骨、法要まで行ってくれるところもあります。

2 犬の死亡届

犬の登録をしている区市町村に、忘れずに「飼い犬の死亡届」を出してください。マイクロチップを装着している場合も届出が必要です。



知っておきたい犬の法律など（抜粋）

◆ 狂犬病予防法

- 1 生後91日以上の子犬を飼い始めたら、30日以内に犬の登録をすること。
- 2 生後91日以上の子犬には、毎年1回、狂犬病の予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受けること。
- 3 鑑札と注射済票は、必ず犬に着けておくこと。
- 4 犬が死亡したときや犬の所在地、所有者の住所などで登録した内容に変更があったときには、届けを出すこと。

◆ 動物の愛護及び管理に関する法律

- 1 動物を『命あるもの』と認識し、動物をみだりに殺したり、傷つけたり、苦しめたりすることのないようにすること。
- 2 飼い主は動物の習性を考慮して、その動物の一生にわたり適正に飼養すること。
- 3 飼い主は動物が人に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- 4 繁殖を希望しない飼い主は、動物に不妊手術等を行うように努めること。
また、適正飼養が困難となるおそれがある場合、繁殖防止措置をとること。
- 5 飼い主は動物が自分の所有であることがわかるよう、所有明示をしておくこと。また、逃げ出さないよう対策をとっておくこと。
- 6 愛護動物※をみだりに殺傷した者は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられます。また、愛護動物を遺棄・虐待した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
※牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる。また、これら以外で人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類

◆ 東京都動物の愛護及び管理に関する条例

- 1 飼い主は、動物の本能・習性を理解し、飼い主としての責任を自覚して、正しい飼い方をすること。
- 2 寿命のある限り飼い続けるよう努めること。
- 3 えさや水はきちんと与え、犬舎の内外を清潔にしておくこと。
- 4 異常な鳴き声、悪臭、汚物等で他人に迷惑をかけないこと。
- 5 ふん等で、公共の場所や他人の土地を汚さないこと。
- 6 犬は囲いの中で飼うか、人に危険のない場所でつないで飼うこと。
- 7 犬の種類、健康状態などに応じて適正に運動させること。
- 8 犬に適切なしつけをすること。
- 9 犬を飼っていることを示す標識を、門などの人の見やすい場所にはっておくこと。
- 10 逃げてしまったときは、自分でさがし、収容すること。
- 11 飼っている犬が人を咬んだ場合は、24時間以内に届け出て、48時間以内に狂犬病かどうかについて、獣医師に検診してもらうこと。

飼い犬についての相談は次のところへどうぞ



◆犬の登録・狂犬病予防注射に関すること

犬の所在地の区市町村

◆犬の飼い方等

区 部	最寄りの保健所
多摩地域	東京都動物愛護相談センター多摩支所 電話 042(581)7435 日野市石田1-192-33
八王子市	八王子市保健所 電話 042(645)5113 八王子市旭町13-18
町田市	町田市保健所 電話 042(722)6727 町田市中町2-13-3
島しょ地域	島しょ保健所各出張(支)所

◆犬が逃げてしまった場合、犬を譲り受けたい場合等

区 部	東京都動物愛護相談センター 電話 03(3302)3507 世田谷区八幡山2-9-11
多摩地域	東京都動物愛護相談センター多摩支所 電話 042(581)7435 日野市石田1-192-33
八王子市	八王子市保健所 電話 042(645)5113 八王子市旭町13-18
町田市	町田市保健所 電話 042(722)6727 町田市中町2-13-3
島しょ地域	島しょ保健所各出張(支)所
東京都動物愛護相談センターホームページ https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/index.html	

☆ 県境(区市町村境)にお住まいの方は、隣接する県(区市町村)へもお問い合わせください。

◎ 東京都動物愛護相談センターでは、犬の譲渡、動物の飼い方、病気などについての相談も受け付けています。

発行：東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課 登録番号(3)131
印刷：株式会社シーエスプランニング 令和3年8月発行